

食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針

令和2年4月改訂
大阪府健康医療部生活衛生室
食の安全推進課

はじめに

大阪府では、飲食に起因する衛生上の危害が発生した場合、食品衛生法に基づき原因を科学的に特定する調査等を実施し、公衆衛生の見地から必要な処置として行政処分をおこなっている。この場合、健康被害の拡大や再発防止などのため、あるいは、将来発生する蓋然性が高い被害の発生を防止するため、情報の公表を行っている。

健康被害の拡大防止と言う観点では、その原因が特定されない段階でも、情報を公表することについては、望ましいものと解釈されているが、その運用は、それぞれの行政機関の判断にゆだねられている。

また、平成15年には食品衛生法が改正され、その目的が「公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」から「国民の健康の保護を図ること」とされるとともに、健康被害の拡大を防止する観点から、一部の健康食品等については、発生している健康被害とその原因である可能性が強い食品に一定の蓋然性があり、被害の発生を防止するために必要性があると認めるときには、厚生労働大臣は薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品の販売を禁止することができることが規定された。

一方、ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故などを受けた消費生活用製品安全法の改正や、現在様々な分野で検討されているリコール制度など、事業者による事故情報の早期の公表や自主的な回収は、今や時代の要請になっている。

このような社会情勢を踏まえ、健康被害拡大防止の観点から、適切な時期に適切な情報を条例第19条に基づき府民に提供することは大変重要なことである。

しかし、食品と健康被害との間の因果関係を特定できない段階で情報を公表することは、営業者に対して大きな影響を与えるものである。

このことから、情報の公表は健康被害の拡大防止という目的のために必要かつ合理的なものでなければならず、健康被害の拡大を防止できない場合の手段として運用されるべきものである。

本運用指針は、大阪府食品健康被害防止審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、これから経験するかもしれない飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報提供を行うため作成したものである。

なお、本指針は今後事例の検討を重ねていく中で、随時見直し、改定を図り充実していくものとする。

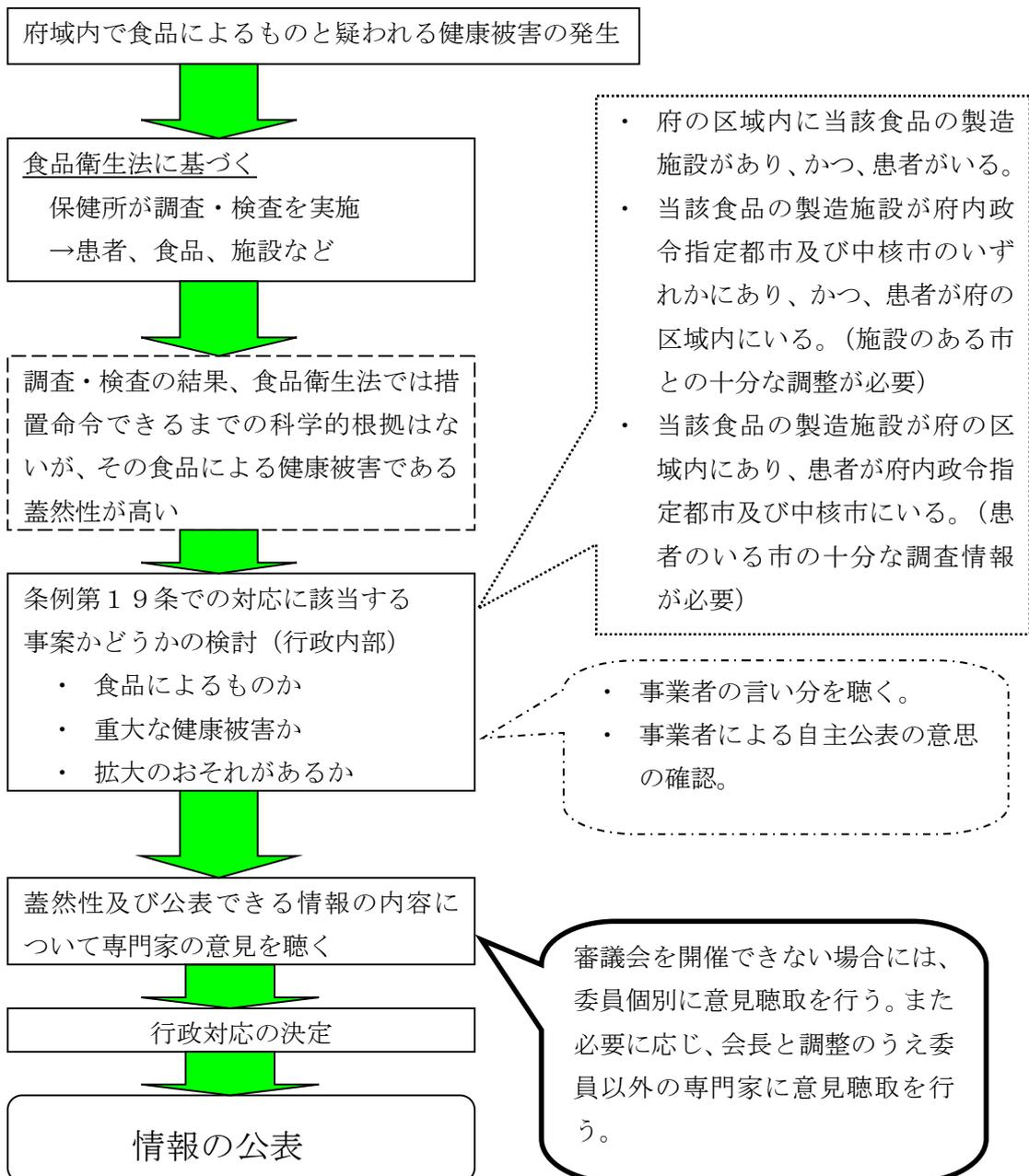
目 次

- 1 公表の流れ
- 2 公表の要件
- 3 自主的な公表の勧奨
- 4 公表の決定
- 5 審議会
- 6 情報の提供
- 7 事後の検証
- 8 参考資料

1 公表の流れ

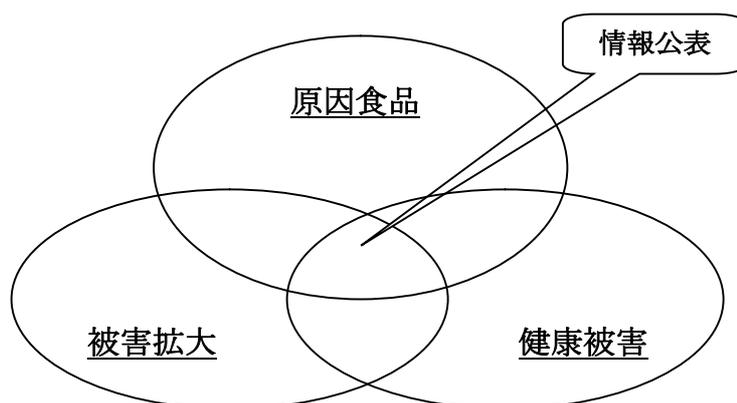
健康被害が発生した場合、知事は食品衛生法に基づき調査を実施し、その結果、原因が特定されて食品衛生法違反となった場合は行政処分を行い、公表を行っている。本条例においては、調査・検査の結果、食品衛生法では措置命令できるまでの科学的根拠はないが、その食品による健康被害である蓋然性が高い場合において、情報の公表を行う。

公表に当たっては、原因と疑われる食品、健康被害の状況・被害拡大の恐れ等を検討する。



2 公表の要件

次の三要件を全て満たす事案が府の区域内（政令指定都市及び中核市を除く。）で発生した場合には、情報公表の検討を開始する。



○原因食品「食品によるものと疑われる」

- ・ 同種の食品を喫食したことにより、同様の健康被害が複数発生しており、被害者には当該食品の喫食以外に共通性がない。
- ・ 当該患者について、医師から「当該患者の症状等から食中毒（疑）患者である旨の通報」が行われている。
- ・ 当該食品の製造施設等への立入り検査結果等から、当該食品が人の健康被害の発生要因になり得る蓋然性が高いと判断される。

○健康被害「人の健康に係る重大な被害」

- ・ 死亡事例が発生した場合。
- ・ 重篤な症状が少数の人にでも発生した場合。
- ・ 比較的軽症な健康被害であっても、報告件数が多い場合や、その発生が府の広域に及んでいる場合。
（健康被害発生件数の多少の判断は、当該食品の製造・生産量との比較考慮が必要となるので、事例ごとに行う。）

○被害拡大「拡大するおそれがある」

- ・ 引き続き当該食品が市場流通している場合、あるいは府民の家庭に当該食品が保管されている可能性が高い場合。
- ・ 取扱方法等で引き続き被害が発生するおそれがある場合。

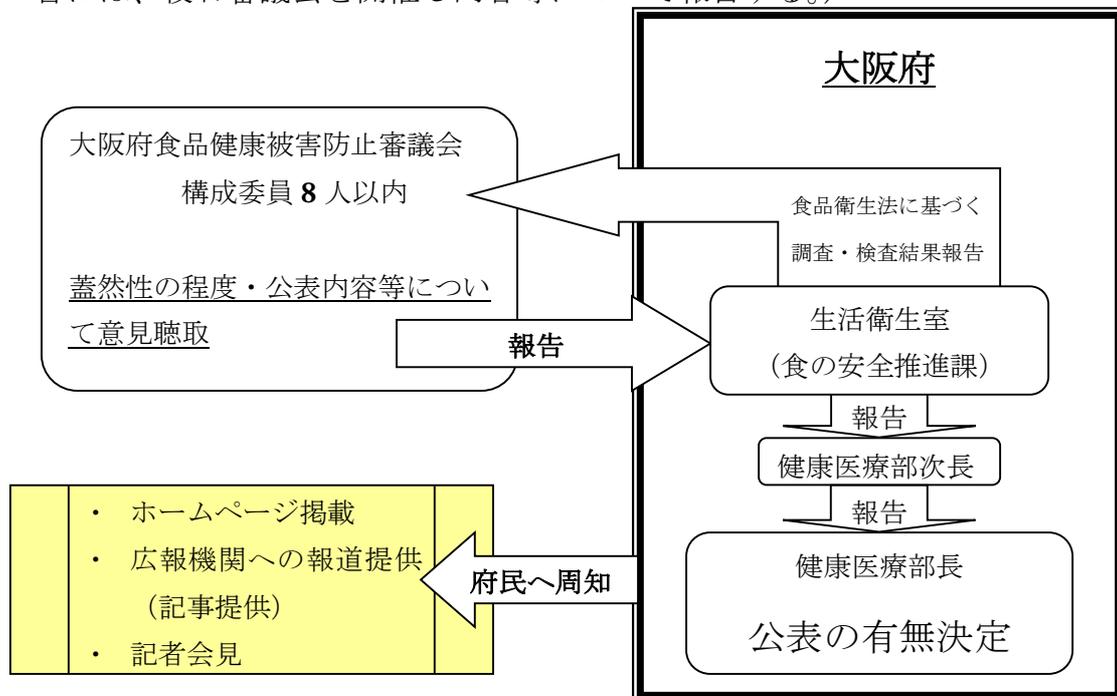
3 自主的な公表の勧奨

病因物質や原因物質が特定されていなくとも調査結果の分析等により、その食品による蓋然性が高いと判断した場合には、当該食品製造者に対して、自主的な公表の意思並びに措置について確認するとともにその勧奨を行う。

4 公表の決定

食品衛生法に基づく調査・検査結果をもとに、審議会を開催し、公表の必要性、内容等について検討を行う。

(ただし、緊急を要する事象については、電話等で意見聴取を行う。その場合には、後日審議会を開催し内容等について報告する。)



審議会等での意見聴取・検討結果を直ちに、健康医療部長に報告を行い、公表の有無を決定する。公表すると決した時は速やかに広報機関への報道提供・ホームページの活用を行うなど、府民への周知を図る。

5 審議会

本審議会は、大阪府食の安全安心推進条例（大阪府条例第七号 平成十九年三月十六日公布）第十九条（健康被害の拡大防止のための情報の公表）に規定する事項その他食品による健康被害の拡大の防止等に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務を担当する。平成24年11月1日付けで設置。

参考：大阪府附属機関条例 平成24年11月1日改正
大阪府食品健康被害防止審議会規則 平成24年11月1日制定

6 情報の提供

健康被害が発生した場合、知事は食品衛生法に基づき調査を実施し、その結果、原因が特定されて食品衛生法違反となった場合は行政処分を行い、公表基準に基づき公表を行ってきたが、予防的視点からの対応が一層求められていることから、条例第19条は、「蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがある」段階で積極的に公表することを求めている。

健康被害は、個人に関する情報が含まれていることから、公表にあたっては、個人情報保護に最大限の配慮を払う必要がある。

また、過去に発生した事例（鳥インフルエンザ等）では、実際に健康に悪影響を及ぼさない食品であるにも関わらず、消費者・小売業者等が過剰に心配するあまり、この食品等を、買わなくなったり、店頭から商品を撤去する等、いわゆる風評被害により、提供している生産者、製造業者等が社会的、経済的に大きな損害を被る結果になった。情報の公表に当たっては、十分な情報がない状況の中では、公表方法、内容等に大きく影響されることから、情報の公表・提供には慎重かつ正確さが重要であり、これによるいわゆる風評被害の誘引を防止するよう十分検討を重ねる必要がある。

情報提供のあり方についても、府民に正確でわかりやすい情報の提供を行うため審議会の助言を得ながら行う。

情報の提供に当たっては、通常、報道機関への資料提供、ホームページ等の掲載により行っているが、府民に正確に理解をしていただくために必要に応じ審議会委員並びに府スポークスマン等により会見形式で行うなど、事案に応じ適切に行う。

7 事後の検証

府民が食の安全についての問題を理解し、安心して食品を選択できるようにすることが理想であるが、実際に対象とできる人数や、科学的知識、生活信条、健康状態等が多様なことから、保有する情報をできる限り、かつ、生活に即したわかりやすい方法で提供する。

また、提供した情報が、府民にどのように伝わり、理解されたのか等を把握することは、重要であることから、情報の公表を行った後、公表事象等についての検証を行う。

8. 参考資料

- ・ 大阪府附属機関条例
- ・ 大阪府食品健康被害防止審議会規則
- ・ 大阪府食中毒対策要綱
- ・ 大阪府食中毒処理要領
- ・ 大阪府食中毒調査マニュアル
- ・ 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領